

本市の独自基準について

(平成30年11月改正)

	対象施設・サービス	本市独自基準	独自基準の制定理由・考え方	【参考】省令基準の概要	関係法令
1	軽費老人ホーム 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 居宅サービス 地域密着型サービス 居宅介護支援 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス 介護予防支援	書類の保存年限を2年から5年とする(1)	介護給付費等の返還請求権の時効が5年であるため	サービス提供の完了の日から2年間保存しなければならない	社会福祉法 老人福祉法 介護保険法
2		人格尊重に関する規定を努力規定から義務規定とする	児童施設を中心に義務規定となっており、高齢者施設においても同様に義務規定とする	利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない	
3		指定事業者等の申請者要件として暴力団員等でないこと 管理者は暴力団員でないこと 運営が暴力団等の支配を受けないことを規定	暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、すべての施設等について、暴力団等の参入又は影響を排除する	-	
4		運営内容の自己評価及び改善内容の公表について努力規定を設ける	児童施設を中心に公表規定が設けられており、高齢者施設等においても同様に努力規定を設ける	-	
5		研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材の育成に努めるよう規定	社会福祉施設等における人材育成を一層推進するため、現行の研修機会の確保義務に加え、具体的な取り組み方針を定める	職員に対し、研修の機会を確保しなければならない(研修計画の策定や結果の記録の整備等、具体的な規定はない)	
6		入所者等に対する虐待の防止に関する禁止規定を設ける	児童施設を中心に規定が設けられており、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援に関する法律の趣旨にのっとり、高齢者施設等においても同様に規定を設ける	-	
7	特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設	居室定員について、省令基準の1人を、1人(市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、4人以下。)とする	ユニット型の整備を基本とするものの、既存の施設の改築等の際に多床室の整備を可能にしておくため	居室定員は1人。必要と認められる場合は2人も可	老人福祉法 介護保険法
8	軽費老人ホーム 養護老人ホーム	運営内容の自己評価と改善を義務付ける	指定居宅サービス事業等、軽費・養護老人ホームを除く介護保険サービスにはすでに義務付けられており、同様に義務規定を制定する	-	社会福祉法 老人福祉法
9	居宅サービス 地域密着型サービス 介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス	事故発生の防止又はその再発防止のための措置を講じることを規定	高齢者施設系のサービスについては、事故対応として報告・記録・賠償だけでなくその防止に関する規定も設けられている。その趣旨から、施設以外のサービスについてもその防止に関する規定を設ける	事故発生後の対応については義務規定はあるが、発生防止に関する規定はない	介護保険法
10	地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス	区域外指定において、当該区域外の市の基準を尼崎市の基準とすることを規定	地域の実情に合わせ独自基準を定める趣旨及び現に利用している利用者があることを踏まえ、当該区域外の市が定めた基準を尊重するもの	-	介護保険法

本市の独自基準について

(平成30年11月改正)

	対象施設・サービス	本市独自基準	独自基準の制定理由・考え方	【参考】省令基準の概要	関係法令
11	居宅介護支援 介護予防支援	居宅（介護予防）サービス計画の原案の作成については利用者の意向を尊重する	居宅（介護予防）サービス計画に利用者等の意向を反映させ、真に必要なサービスを位置づける必要があるため	居宅（介護予防）サービス計画の原案を作成しなければならない（利用者の意向の尊重の規定はない）	介護保険法
12	介護予防支援	区域外の介護予防支援を基準該当とする場合においては、当該区域外の市の基準を尼崎市の基準とすることを規定	地域の実情に合わせ独自基準を定める趣旨及び現に利用している利用者があることを踏まえ、当該区域外の市が定めた基準を尊重するもの	-	介護保険法
13	居宅サービス（ 2 ） 地域密着型サービス（ 3 ） 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護予防サービス（ 4 ） 地域密着型介護予防サービス（ 5 ）	リハビリテーションや機能訓練などとして、利用者の射幸心を過度にそそのおそれや利用者が過度に依存するおそれがある遊技を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間を超えて利用者に提供してはならないことを規定。	賭博や風俗営業を連想させる名称、遊技設備を用いて、利用者に介護保険サービスの大半をそれらの遊技に充てることなど（「アミューズメント型の介護サービス」）は、利用者の射幸心をそそり、依存性が強くなるなどの影響を与えることにもつながりかねず、また介護保険法の趣旨・目的にそぐわないことから、そのようなサービスの提供を規制するもの	-	介護保険法
14		利用者の射幸心を過度にそそのおそれや利用者が過度に依存するおそれがある遊技の結果に応じて疑似通貨（物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。）を利用者に提供してはならないことを規定。		-	
15		正当な理由なく、居宅サービス計画等において定められた回数、時間などの数量等を超えて居宅サービス等を提供してはならないことを規定。		-	
16		事業所の施設の外観、内装、設備、備品の配置や事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博や風俗営業を連想させるものとしてはならないことを規定。		-	
17		事業所の名称や広告の内容について、賭博や風俗営業を連想させるものとしてはならないことを規定。		-	

（ 1 ）施行日（居宅介護支援及び介護予防支援については平成27年4月1日、その他については平成25年4月1日）以前に保存期限（2年）を迎えた記録については対象外。

（ 2 ）「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」「特定施設入居者生活介護」のサービスが対象。

（ 3 ）「地域密着型通所介護（療養通所介護）」「認知症対応型通所介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」のサービスが対象。

（ 4 ）「介護予防通所介護」「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防短期入所生活介護」「介護予防短期入所療養介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」のサービスが対象。

（ 5 ）「介護予防認知症対応型通所介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」のサービスが対象。